

# 横浜事件・第4次再審裁判 支援の集い

- ◆日時：10月4日（金）午後6時～8時半
- ◆会場：岩波セミナールーム  
（地下鉄神保町駅より1分、岩波ブックセンタービル3F）
- ◆参加費：500円

## 第1部 第4次再審裁判の性格とその意義

——佐藤 博史弁護士（弁護団）

## 第2部 〈講演〉アジア太平洋戦争下の日本の対外

政策・民族政策と細川論文

——荒井 信一先生（日本の戦争責任資料センター代表）

横浜事件  
再審裁判を  
支援する会

●会員のみなさん（会員外でも）のご参加をお待ちしています！

No.45

2002. 9. 20

〔事務局〕  
〒101-0064  
東京都千代田区  
猿樂町1-4-8  
松村ビル401  
TEL03-3291-8066  
FAX03-3291-8066

その一環として、さる七月に予定しながら延期した講演会（学習会）を上記のように開催することにいたしました。

▼すでにお知らせしたように、さる三月一五日、第四次再審請求を横浜地裁に申し立てました。何度もお伝えしているように、今回の第四次請求は横浜事件の虚構性を根底から問おうとするものです。そのため、弁護団、原告、支援する会事務局では、横浜事件の「原点」である富山県・泊を訪ね、あわせて補充意見書を作成するための調査・研究を重ねてきました。

▼今回の第四次再審のカナメとなるのは、細川論文「世界史の動向と日本」をどう見るか、ということとです。それは必然的に、日本現代史の最大のテーマの一つ、アジア太平洋戦争をどう見るか、という問題に重なります。

そこで、現代史研究の第一人者であり、すでに細川論文の鑑定書を書いていただいている荒井信一先生に講演をお願いしました。みなさん、どうぞふるってご参加ください！

論文「世界史の動向と日本」と細川氏の他の論文との対比

民族自決を求め  
細川氏の主張は一貫していた！

横浜事件再審裁判で問題にしている細川論文は一九四二（昭和一

七）年の『改造』8、9月号に掲載された「世界史の動向と日本」

ですが、細川氏はそれ以前から活発な言論活動を行っていました。昭和一〇年代に発表された論文はいずれも『改造』『中央公論』の巻頭に掲載されています。

しかしそうした論文は、治安維持法違反に問われることはありませんでした。もしも、ほとんど同じ趣旨と主張をもつ論文が、これまでは何ら問題にされなかったのに、昭和一七年にいたって突然、違法だとされたのであれば、これは「法の乱用」といわざるを得ません。

それを検証することを一つの目的として、事務局（橋本、片岡、梅田）では、「世界史の動向と日本」以前の、昭和一〇年代の細川氏の論文を探し出し、手分けして読んでみました。以下は、その結果報告です。

## 「二つの歌」を 歌い続けた細川氏

横浜事件として大量検挙が始まる以前、細川氏は問題論文の発表

直後、治安維持法違反で警視庁に検挙され、長期にわたって取り調べを受けていた。そのさい、問題論文とともに、東京地裁検事局が「治安維持法違反被告事件公訴事実」に挙げていた論文は、次の七本である。

◆「南京政権と世界政治」(『大原社会問題研究所雑誌』一九三五年一二月)

◆「世界的危機の激化と大陸政策の省察」(『中央公論』一九三七年六月号)

◆「支那民族運動と列強」(『改造』一九三九年五月号)

◆「現実サ連の世界政策」(『中央公論』一九三九年二月号)

◆「アジア諸民族の史的発展と大陸政策への省察」(『改造』一九四〇年八月号)

◆「ソ連邦の民族政策とアジアの勃興」(『東洋経済新報社』『アジア民族政策論』一九四〇年一月発行、所収)

◆「東亜共栄圏の民族問題」(『中央公論社』『東亜政治と東亜経

済』一九四一年七月発行、所収)

◇

表題を見ただけでも、各論文のテーマは、中国の政治情勢、ソ連の民族政策、アジア諸民族の動向に集中していることがわかる。

全体を通して、第二次世界大戦へと向かい、そして現実に大戦に突入していくという危機的状況の進行の中で、中国の政治動向と、ソ連の対外政策(とくに民族政策と平和主義路線)、それにアジア諸民族の民族自決を求める動きを追いつつ、結論としてはいずれも、そうした世界的な流れを冷静かつ科学的に見据えた上での日本の対外政策の確立の必要が説かれている。

この主題設定、論の展開は、問題の論文「世界史の動向と日本」の主題および結論にぴったり重なる。

## 結語が重なる二つの論文

一例として、問題論文の一年前

に発表された論文「東亜共栄圏の民族問題」の結語の部分と、問題論文の結びの部分比べてみよう。

### ●論文「東亜共栄圏の…」

「偉大なる日本民族が更に偉大なる将来を打開するためには、先づ欧米列強の後進諸民族に対する精神ないし政策の亜流たることを揚棄すべきである。嘗つて後進国であった日本は最も忠実真剣な欧米の亜流として、当時世界の最も進歩したるものを修得することにより列強の地位を獲得した。現在この地位に立つ日本の次の一步は、欧米列強のアジア諸民族に対する精神ないし政策の破綻の裡に示顕されているところから、世界において最も進歩的なるものを撰取し創造することである。」

「……アジア諸民族の諸問題、その動向は既述の如くである。日本民族が果たしてその偉大なる将来を打開し、発展させ得るや否やは、主としてこれらの諸問題を解

決し、その動向を決定しうる力量ありや否やにかかっている。今やこの問題は、政治の局にあると否とを問はず全国民の問題となつてゐることは明白である。」

### ●問題論文「世界史の…」

「支那事變の収拾といひ大東亜建設といふも、現世界情勢の停止するところなき大強力なる動向、その發展に即応することなくしては、その目的を達成しうるものではない。もし欧米勢力をアジアより駆逐したる大和民族が、日清日露戦争以後のごとく依然として欧米帝国主義の追隨者としてアジア諸民族に対するときは、アジア諸民族のうちに孤立する危険を自ら招くものである。明らかに、日本によつて欧米勢力を駆逐してもらつたアジア諸民族の大和民族に渴望するものは、欧米帝国主義の垂流たる日本にはない。」

「……東亜十億の諸民族が大和民族をその領導者として歓迎し協力するや否やは、一に大和民族が過

去の旧慣を打破し、大胆不敵に世界史上空前の史的發展を把握し、雄渾なる政治思潮と、それより強力に湧出する政策を發展せしめるや否やにかかっている。」



欧米列強の後を追うのではなく、民族自決・独立へと向かうアジア諸民族の動向を的確にとらえ、その世界的流れに沿つた政策を打ち立てなくてはならないと、どちらも強く訴えている。

じつさい、問題論文と論文「東亜共栄圏の…」とは、ソ連の民族政策や中国における孫文の三民主義から国共合作にいたる過程の考察、第一次大戦以降のアジア諸民族の民族自決を求める動きの詳細な紹介などを含め、論の展開はほとんど同じである。

あえて言うなら、論文「東亜共栄圏の…」に、その前史である人類史的な考察を付け加えたものが、問題論文「世界史の動向と日本」であると言える。

したがって、問題論文は、昭和

一七年の段階で突如あらわれたものではなく、細川氏が少なくとも昭和一〇年以降くりかえし指摘し、主張してきたことの、いわば集大成だといえる。

そしてそのことは、前出の検事局報告「公訴事実」もまた、問題論文と先行各論文を読めば「思想上の基本的立場が両者異なることなきは論文の全趣旨を通して十分観取し得る」と述べている。

### 「暗示」と「示唆」で断罪

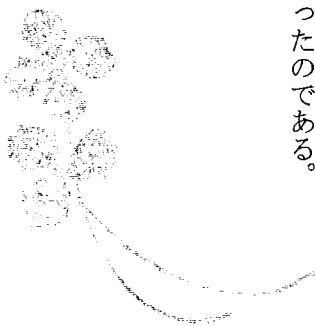
ただ、そう認めながら「公訴事実」は、各論文の〈要約〉はほぼその趣旨を汲みながら、末尾に至つて突如、「資本主義組織より社会主義組織への転化」を「暗示し」（論文1。以下、数字は前記

論文の順番どおり）、また「暗に」「大衆の階級意識の涵養を」「示唆し」（論文2）、「世界革命への転化を」「暗示し」（同）、また「唯物史観に従うべきこと」を「暗示し」（論文3）、「共産主義的立場

よりソ連擁護の宣伝を行ひ」（論文4）、また「共産主義的立場より社会主義的民族政策の宣伝に努め」（論文5）、「ソ連邦のアジア諸民族に対する政策の成功の宣伝を行ひ」（論文6）、最後に「唯物史観に基づき社会主義革命の前段階たる民主主義革命達成に向けての国内革新」を「暗示し」ていると決めつけている。



論文の主旨を無視し、勝手に「暗示している」と決めつけて処罰することが、いかに治安維持法下でも認められていたとは思われない。検事局が、長期間の取り調べにもかかわらず、ついに細川氏を屈服させ得なかつたのも当然だったのである。



会員の皆さんより

す。再審請求を平和の力にして  
いきましよう。

気配が心配です。

福田 詢

【事務局より】

暑かった夏もやっと終わりを告  
げようとしています。そして支援  
する会もあとひと月で一七年目に  
突入します。振り返れば長い年月  
でした。これまで支えてくださっ  
た皆様に心より感謝申し上げます。  
皆様が通信欄へ書いてくださ  
る言葉に励まされています。

今期は第四次再審請求や泊への  
ツアー、10月四日に行われます支  
援集会と、行事の多い一年でし  
た。

お彼岸が目の前です。亡くなら  
れました第一次再審請求をされた  
時の原告の方々の言葉「我々は治  
安維持法にも違反していないでっ  
ち上げで裁かれた、司法はその過  
ちを認めよ」を心に抱き、再審開  
始に向けてがんばりましょう。

みなさんのご支援をよろしくお  
願いいたします。

★会費の更新をどうぞお願いいた  
します。  
(金田)

○大変些少ですみません(カン

パ)。まだ具体的行動に参加し  
ていませんが、都合がつけば参  
加して、この理不尽な行動への  
抗議と、被害者犠牲者に対する  
共感の意を表明させていただきます。  
河崎光成

○言論関係では小生ただ一人生き  
残ったようですが、何もお手伝  
いできず申し訳ありません。  
鈴木三男吉

○有事立法などどんなでもないこと  
です。戦争への足音が聞こえて  
くるようで「今ここで頑張らな  
ければ」という思いでいっぱい  
です。小野さん兄妹、皆様方の  
粘り強い闘いを心から支援して  
います。  
若林しげの

○第四次再審請求のご成功を念じ  
ております。  
伊藤昌太

○年会費と心ばかりのカンパで  
す。当時の治安維持法にも匹敵  
するような法律が着々と準備さ  
れ、進められようとしています。

○会費とカンパです。七月の集会

には出席したいと思えますが、  
大勢が集まれるよう連絡を取り  
合いました。何がしか協力を  
させていただきますのでお申し  
付けください。  
佐川隆彦

○横浜刑務所が立て替えられ、旧  
刑務所の地所が一部市に返還さ  
れ、住民の要求だった福祉施設  
が新設されました。山室ミナ子

○不当な権力に押し潰される構造  
の事件は世界中でどんどん発生  
しています。この事件が五十年  
近くたって知られる事となると  
同じ様な事は起らないで欲しい  
と心より思います。  
山本昌子

○同時多発テロ、アフガン難民間  
題とこのところ、戦争へと時代  
が逆行しているような不安を感  
じます。  
岡田富久子

○会費とカンパだけの応援しかで  
きませんが今後も続けたいと  
思っております。逆向きの風の

カンパを寄せてくださった方々  
(敬称略)

△3月△青山房子 小野新一 出

版労連

△4月△平館道子

△5月△山住正己 河崎光成 横

浜ペンクラブ若林しげの

亀井幸代 佐川隆彦

丹治洋子 中村忠志 永

田誠

△6月△鈴木三男吉 永田誠

△7月△和泉守信 永田誠 本田

敏幸法律事務所

△8月△三木祥子 永田誠